

# 浄化槽清掃業許可申請の手引き

## 1. はじめ

幸田町内において、浄化槽清掃業を営もうとする者は、浄化槽法第35条の規定に基づき、幸田町長の許可を受けなければなりません。  
有効期限は許可日から2年間となります。

## 2. 浄化槽法の目的

この法律は、浄化槽の設備、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽整備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

## 3. 許可の手続きについて

次の各号をご確認のうえ、必要書類を提出してください。(郵送不可)

①提出書類

- ・浄化槽清掃業許可申請書
- ・添付書類(次ページ参照)

②添付書類の注意事項

- ・登記簿謄本や納税証明書など、公的機関から発行される証明書は基本的に原本、かつ、発行日が3か月以内のものを提出してください。
- ・自動車検査証(車検証)の有効期限切れに注意してください。
- ・車両の写真は、斜め前方・斜め後方から撮影したもので、ナンバープレートの読み取れるもの、社名(屋号)がペイントされていることがわかるものを提出してください。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

③提出部数

正本1部、副本1部としてください。(副本はコピー可。)

④許可手数料

審査後、許可証をお渡しする際に納付書を発行します。

手数料の納付をお願いします。

許可手数料: 10,000円

⑤許可申請受付場所及び問い合わせ先

申請書提出の際には、必ず環境課へ来庁時間等をご連絡ください。

幸田町 環境経済部 環境課 ごみ対策グループ(2階)

〒444-0192

額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電話: 0564-63-5146(直通)

## 4. 淨化槽清掃業許可申請添付書類一覧表

添付番号	添付書類			
1	個人	①	住民票の写し（本籍記載のものに限る）	
	法人	①	定款又は寄付行為（原本証明すること）	
2 身元証明書（個人または代表者）			② 法人に関する登記簿謄本 ※ 1	
3	個人	①	直前2年の各事業年度における所得税の納税証明書（その1）※ 1	
		②	直前2年の各事業年度における市町村民税の納税証明書（納税額及び納付済額がわかるもの）※ 1	
4	法人	①	直前2年の各事業年度における法人税の納税証明書（その1）※ 1	
		②	直前2年の各事業年度における法人県民税の納税証明書（納税額と納付済額がわかるもの）※ 1	
		③	直前2年の各事業年度における法人事業税の納税証明書（納税額と納付済額がわかるもの）※ 1	
		④	直前2年の各事業年度における法人市町村民税の納税証明書（納税額と納付済額がわかるもので主たる営業所の所在地と幸田町分）※ 1	
法人の場合は、次に掲げる者の身元証明書				
①役員				
②発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の額に相当する出資者（株主又は出資者が法人の場合は不要）				
②従業員名簿 ※ 2 幸田町浄化槽清掃業に従事する者（役員、事務員及び作業員など）				
③申告書 <u>※裏面の欠格要件に該当しないことをご確認ください。</u>				
④事業計画書 ※ 2				
⑤浄化槽清掃設備・機材調書 ※ 3 ※種類、数量、保管場所記入				
⑥浄化槽管理士免状及び浄化槽清掃業に関する講習会修了証書のコピー				
⑦他区市町村で浄化槽清掃業の許可を受けている場合、その許可証の写し				

※ 1 登記簿謄本や納税証明書など、公的機関から発行される証明書は基本的に原本、かつ、発行日が3か月以内のものを提出してください。

※ 2 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※ 3 定められた様式はありませんが、設備機材の種類、数量、保管場所を明記してください。